

平成 26 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役社長 内藤 裕紀
コ ー ド 番 号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	経営管理本部長 後藤 英紀
電 話 番 号	03 - 6682 - 5700

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」の趣旨を踏まえ、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	137,725 株
今回の分割により増加する株式数	:	13,634,775 株
株式分割後の発行済株式総数	:	13,772,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	21,760,000 株

※ 上記の株式数は、平成 25 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日の公告日 平成 26 年 3 月 14 日 (金曜日)
 分割の基準日 平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)
 分割の効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

(4) その他

① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

② 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を、平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) 以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 2 回新株予約権	平成 17 年 6 月 29 日	10,978 円	110 円
第 5 回新株予約権	平成 17 年 10 月 3 日	10,978 円	110 円
第 12 回新株予約権	平成 23 年 2 月 3 日	78,286 円	783 円
第 13 回新株予約権	平成 23 年 11 月 1 日	88,600 円	886 円

※ 平成 26 年 1 月 30 日に「ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ」においてお知らせした、第 14 回新株予約権における調整後行使価格については、行使価額が本日時点で未定であるため、確定次第お知らせいたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

※ なお、上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日 (木曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。
- ③ 株式分割及び単元株制度の採用のための条文変更の効力発生日を平成 26 年 4 月 1 日と定めるため、附則を新設いたします。

(下線部は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>217,600</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,760,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数)
	<u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 7 条～第 39 条 (条文省略)	第 8 条～第 40 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
	<u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数繰下げの効力発生日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は、効力発生日をもって、これを削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日

以上